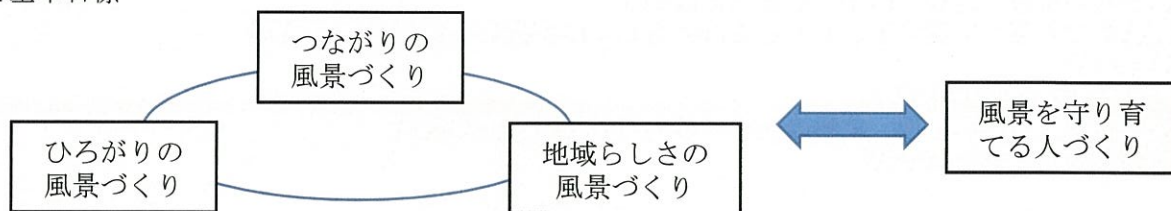


第1章 目的

- 滋賀県では、昭和59年7月に「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（風景条例）」を制定し、全国に先駆けて、水と緑と人々の生活によって培われた湖国の風景を保全、修復し、創造する取組を進めてきた。
- 平成16年には景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、風景づくりへの新たな枠組みが示された。
- 本計画は景観法第8条に基づき策定する法定計画であり、また、風景条例に基づく景観形成に関する総合的な取組についても定め、景観行政団体である市町と連携を図りながら、ひろがりつつながりの湖国の風景を守り育て、次代に引き継いでいくことを目的としている。
- **【改定】 おおむね10年を目安に社会情勢の変化等に合わせ見直しを検討する。**

第2章 湖国風景づくりの理念と基本目標

- 湖国の風景特性
 - ①ひろがりの風景 ②つながりの風景 ③地域らしさの風景
- 理念と基本目標



風景づくりの理念の実現
わたしたちは、自然と人間がともに輝く湖国の風景を守り育て、次代に引き継ぎます。

第3章 景観計画区域

- 景観計画区域
 - 滋賀県全域を景観計画区域とする（景観行政団体である市町の区域を除く。）
- 景観重要区域
 - 沿道景観形成地区（国道307号沿道景観形成地区）
 - 河川景観形成地区（芹川河川景観形成地区／宇曾川河川景観形成地区）
 - **【改定】 県内全市が景観行政団体に移行したことに伴い、琵琶湖景観形成地域・琵琶湖景観形成特別地区・国道365沿道景観形成地区・主要地方道大津能登川長浜線沿道景観形成地区・姉川河川景観形成地区・杣川河川景観形成地区が県の所管から外れたため、今回の計画改定に合わせて当該部分を削除する。**

第4章 景観重要区域の方針等

- **【改定】 県内全市が景観行政団体に移行したことに伴い、琵琶湖景観形成地域・琵琶湖景観形成特別地区が県の所管から外れたため、今回の計画改定に合わせて当該部分を削除する。**
- 沿道景観形成地区
 - 【沿道景観の類型】
 - 沿道の景観は、それぞれの地形、地域の土地利用、住む人々の生活様式等により、さまざまな様相を呈しており、沿道景観を良好なものとするには、地域特性に沿った景観形成を図る必要がある。
 - 沿道の地形や土地利用等の実態をもとに、沿道景観を①山地景観（沿道型）、②田園集落景観（沿道型）、③市街地景観（沿道型）に類型化する。
 - 【類型別景観形成の方向】
 - ①山地景観（沿道型）
 - 道路は、法面、道路施設、植栽等についてできるだけ周辺の自然景観との調和に配慮する。
 - 建築物や工作物については、敷地境界線からその位置をできるだけ後退させ、形態・意匠・色彩等についても自然景観に調和するよう配慮する。
 - 敷地内の緑化を図る。

■ 沿道景観形成地区

【類型別景観形成の方向】

② 田園集落景観（沿道型）

- ・ 道路は、法面、道路施設、植栽等についてできるだけ周辺の自然景観との調和に配慮する。
- ・ 農地や社寺の樹木の保全を図るとともに、建築物や工作物は周辺の田園景観や集落景観と調和するよう形態・意匠・色彩等について配慮する。
- ・ 敷地内の緑化を図る。
- ・ 集落内を流れる小川等の護岸には、できるだけ自然素材を用いる。

③ 市街地景観（沿道型）

- ・ 道路は緑化に努めるとともに、道路施設等に景観的な配慮を行う
- ・ 建築物や工作物は、道路からできるだけ後退を図り、道路景観にゆとりをもたせるとともにその形態、意匠、色彩等に配慮する。

【行為の制限に関する考え方】

沿道景観形成地区内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ届出が必要となる。

- ① 建築物等の新築、新設、増築、改築または移転
- ② 建築物等の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更
- ③ 木竹の伐採
- ④ 屋外における物件の堆積
- ⑤ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ⑥ 水面の埋め立てまたは干拓

【景観形成基準】

① 建築物

- ・ 景観類型ごとに景観形成基準を定めている。
- ・ **【改定】間口部分が一定以上緑化される場合は、建築物にかかる屋根の形態、伝統的な意匠、色相の一部を緩和する。（別紙参照）**

② 太陽光発電設備等

- ・ **【改定】太陽光発電設備等の景観形成基準（形態・色彩・意匠）を新設する。（別紙参照）**

③ その他工作物

- ・ 景観類型ごとに景観形成基準を定めている。

■ 河川景観形成地区

【河川景観の類型】

- ・ 河川の景観は、それぞれの区域の土地利用等により、それぞれ異なった様相を呈しており、景観特性に沿った景観形成を図る必要がある。
- ・ 土地利用等の実態をもとに、河川景観を①田園集落景観（河川型）、②市街地景観（河川型）、③郊外景観、④山地景観（河川型）、⑤河畔林景観に類型化する。

【類型別景観形成の方向】

① 田園集落景観（河川型）

- ・ 河川周辺や集落の中に分布する樹林等をできる限り保全する。
- ・ 周辺農地や背後の山並みと一体となった景観形成を図る。
- ・ 護岸、橋梁等の整備については、周辺の景観に調和するよう配慮する。
- ・ 建築物、工作物等については、周辺の景観に調和するよう配慮する。

② 市街地景観（河川型）

- ・ 河岸、橋梁等について景観的配慮を行うとともに、親水空間の創出に努める。
- ・ 建築物、工作物等については、景観に配慮する。
- ・ 水と緑の調和が大切であるため、公共空間および住宅地の緑化を積極的に図る。

③ 郊外景観

- ・ 護岸、橋梁等について景観的配慮を行うとともに、周辺の樹林と一体となった親水空間の創出に努める。
- ・ 建築物等は位置、形態、意匠、色彩、敷地内の緑化について景観的配慮を行う。
- ・ 比較的大きな建築物等は、敷地内の緑化を図る等、周辺と調和の取れたものとする。
- ・ 鉄塔については、その位置や意匠に配慮し違和感の少ないものとする。

④ 山地景観（河川型）

- ・ 山林や河川周辺の緑はできる限り保全する。
- ・ 護岸、橋梁、道路の防護柵等の整備を行う際は、周辺の景観に調和するよう配慮する。
- ・ 建築物、工作物等については、河川から直接目立たないようにその位置をできる限り河川から後退させるように配慮する。

⑤ 河畔林景観

- ・ 河畔林はできる限り保全し、一体となった親水区間の創出に努める。
- ・ 護岸、橋梁の整備を行う際は、周辺の景観に調和するよう配慮する。
- ・ 建築物、工作物等については、河川から直接目立たないようにその位置をできる限り河川から後退させるように配慮する。

第4章 景観重要区域の方針等

■ 河川景観形成地区

【行為の制限に関する考え方】

河川景観形成地区内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ届出が必要となる。

- ①建築物等の新築、新設、増築、改築または移転
- ②建築物等の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更
- ③木竹の伐採
- ④屋外における物件の堆積
- ⑤土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ⑥水面の埋め立てまたは干拓

【景観形成基準】

- ①建築物
 - ・ 景観類型ごとに景観形成基準を定めている。
 - ・ **【改定】間口部分が一定以上緑化される場合は、建築物にかかる屋根の形態、伝統的な意匠、色相の一部を緩和する。（別紙参照）**
- ②太陽光発電設備等
 - ・ **【改定】太陽光発電設備等の景観形成基準（形態・色彩・意匠）を新設する。（別紙参照）**
- ③その他工作物
 - ・ 景観類型ごとに景観形成基準を定めている。

第5章 景観重要区域以外の区域の方針等

■ 良好な景観形成に関する考え方

- ・ 大規模建築物等については周辺景観に与える影響が大きいいため、景観重要区域以外の区域においても、その区域が持っている景観の特性を把握し、周辺景観との調和に配慮した景観形成を図っていく。

■ 行為の制限に関する考え方

【届出の必要な行為】

- ・ 高さ13メートル以上もしくは4階建て以上の建築物または高さ13メートル以上の工作物を大規模建築物等とし、届出を必要とする。
- ・ **【改定】太陽光発電設備等の高さは、最下部から最上部までの高低差とする。**

【指導基準】

- ・ 大規模建築物等のうち建築物・工作物の指導基準を定めている。
- ・ **【改定】大規模建築物等のうち建築物の基準において、間口部分が一定以上緑化される場合は、建築物にかかる色相の一部を緩和する。（別紙参照）**
- ・ **【改定】大規模建築物等のうち太陽光発電設備等の指導基準（形態・色彩・意匠）を新設する。（別紙参照）**

■ 地域らしさの風景づくりの方向性

- ・ **【改定】土地利用状況等を踏まえ、景観類型別（田園・山村景観、歴史的景観、住宅地景観、市街地景観、工業・産業景観、沿道型商業景観）の景観形成に関する方向性を記載する。**

景観分類	田園・山村景観	歴史的景観	住宅地景観	市街地景観	工業・産業景観	沿道型商業景観
構成要素（例）	田畑、山林、集落	歴史的街道等の宿場・拠点等、および沿道	低層住宅	住宅、近隣商業施設、役場、病院等	工場群	郊外型店舗群
景観形成の方針	穏やかで広がりのある田園や、雄大な自然環境と一体となって育まれてきた、郷土ならではの暮らしと調和した景観形成を図る。	現存する歴史的建造物や、地域固有の歴史・文化に配慮し、神社・仏閣、歴史的街道等の特有の風合いを生かした、連続性のある街並みの景観形成を図る。	周囲の豊かな自然環境と調和し、親しみやすく安らぎを感じることのできる景観形成を図る。	人々の生活に寄り添うまちの核として、周囲の自然や街並みと調和した、居心地が良く、多様性とまとまりのある景観形成を図る。	人工物が統一感と連続性を持ち、周囲の山並み・田園風景と調和した、潤いのある景観形成を図る。	周囲の自然環境に配慮しつつ、賑わいと活力を感じることのできる、魅力的で一体感のある景観形成を図る。
敷地内における位置	敷地境界線（特に道路）からできるだけ多く後退する 壁面線や塀の位置を前後のまち並みとできるだけ合わせる	●	●	●	●	●（注1）
形態	適度な軒の出を有する勾配屋根を設ける	●				
	屋根の向きを前後のまち並みと合わせる	●				
	屋根の形状等を工夫し、周囲のまち並みや山積・樹林地等との調和を図る		●			
	周囲のまち並みから突出しないよう形態を工夫する		●			
意匠	屋上設備はできるだけ目立たせないようにする			●	●	●
色彩	できるだけ伝統的意匠を継承または模した意匠とする	●	●			
素材	落ち着いた色を使用する	●	●	●	●	●
	できるだけ自然素材または自然素材を模した素材を使用する	●	●			
緑化措置	できるだけ周囲の建築物と同様の素材を使用する	●	●			
	できるだけ多くの生垣を設ける	●				
	敷地内の空地をできるだけ緑化する	●	●	●	●	●
	敷地外周部をできるだけ多く緑化し、周辺景観との緩衝帯とする	●	●	●	●	●

第6章 景観重要建造物、樹木の指定の方針

- 景観重要建造物の指定の考え方
 - ・ 県民に親しまれ、シンボルとなっている建造物や地域固有の様式を継承する建造物など良好な景観形成に重要と認められるものを景観重要建造物として指定を行う。
 - ・ **【改定】候補リストの作成や現地調査等の取組手法を記載する。**
- 景観重要樹木の指定の考え方
 - ・ 指定にあたっては、樹齢や希少性だけでなく、地域住民に親しまれ、シンボルとなっていることが重要である。
 - ・ **【改定】現地調査等の取組手法を記載する。**

第7章 景観重要公共施設

- ・ 重要な公共施設については、今後、景観重要公共施設に位置づけ、景観上必要な整備に関する事項や占用許可基準に良好な景観の形成に必要な事項を定めていく。
- ・ **【改定】公共施設の候補の中から6町域以外の公共施設の記載を削除する。**

第8章 屋外広告物に関する方針

- ・ **【改定】屋外広告物の規制および誘導・活用に関する取組を景観計画に定める基本目標に即したものとすることなど、屋外広告行政に関する基本方針を充実して記載する。**
- ・ **【改定】低層住宅市街地系などの16種類の地域類型に分類し、それぞれの地域の特性に応じ、地域ごとの屋外広告物の規制および誘導・活用の方針や目指すべき広告景観（屋外広告物を構成要素とした景観をいう。）を示した広告景観形成方針を新設する。**

第9章 県土の一体的な景観形成に向けて

- ・ **【改定】13市と県の連携を一層推進するため、新たな章を設け、滋賀県景観行政団体協議会における取組を記載する。**
- ・ 県土全体で調和のとれた景観形成を進めるうえで、県と景観行政団体となった市町とが連携・協力を図ることが不可欠である。
- ・ 県と景観行政団体となった市町で構成される景観行政団体協議会を設置し、県土全体の景観づくりの協議を行い、琵琶湖を中心とした一体的な景観や歴史的街道のつながりのある景観の形成に努める。
- ・ 滋賀県景観行政団体協議会の主な取組は以下のとおり。
 - ①平成21年2月 協議会設立、取組事項の合意
 - ②平成27年1月 琵琶湖辺における広域的景観形成に関する合意
 - ③平成29年3月 琵琶湖辺における太陽光発電設備等の景観形成に関する合意
 - ④平成31年1月 眺望景観の保全・創造のため、視点場整備・PRワーキンググループの設置

第10章 関連施策との連携等による景観形成の推進について

- 関連施策との連携について記載する
 - ① **【改定】近江の道づくりマニュアル**
 - ② **【改定】無電柱化推進計画**
 - ③ **【改定】公共事業の技術指針**
 - ④ **【改定】夜間景観**
 - ⑤ 景観農業振興整備計画
 - ⑥ 重要文化的景観
 - ⑦ **【改定】地域振興・観光施策等**